

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書



交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

70,200円

2 賠償の相手方



令和元年5月17日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

平成31年4月9日午前10時20分頃

(2) 発生場所



(3) 事故の状況

環境資源対策課職員の運転する公用車（塵芥<sup>じんがい</sup>収集車）が、ごみ収集作業のため上記場所において方向転換しようとしたところ、左側後方の安全確認が不十分であったため、後退した際に<sup>〃</sup>宅のフェンスに接触し、損傷させた。

(4) 本市の責任原因

左側後方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント